

# 入院時食事療養費について

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院時の食費（入院時食事療養費）を変更しております。

区分	標準負担額（1食につき）
一般の患者	510円
低所得者 ・市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けて いる場合（入院期間が90日以下）	240円
低所得者 ・市町村民税非課税の世帯に属する方等で、標準負担額減額認定証を受けて いる場合（入院期間が90日以上）	190円
低所得者世帯の老齢福祉年金受給者	110円

当病院では、入院時食事療養費（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食：午後6時以降）、適温で提供しています。